

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月18日
【会社名】	T H K 株式会社
【英訳名】	T H K C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺町 崇史
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員 財務経理統括部長 中根 建治（内部統制統括責任者）
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦二丁目12番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長寺町崇史並びに取締役執行役員中根建治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2025年12月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制の評価の年間計画に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

<財務報告に係る内部統制の評価の範囲>

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の範囲を決定し、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

<業務プロセスに係る内部統制の評価範囲（重要な事業拠点）について>

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは製造販売業であり、事業拠点の規模を示す生産量及び販売量と相関性の高い売上収益が事業拠点の重要性を判断する指標として最も適していると判断しました。そのうえで、当連結会計年度の売上収益予算（連結会社間取引消去後、非継続事業に分類している輸送機器事業に係る売上収益を含む）の金額が高い事業拠点から合算していき、全売上収益のおおむね7割に達している上位14事業拠点（製造拠点含む）を「重要な事業拠点」としました。残りの3割の事業拠点については、いずれも小規模の事業拠点であり、財務報告への金額的影響も同様であると判断しました。また、留意すべき不正リスク、開示すべき重要な不備の識別、長期間に渡り評価範囲外の事業拠点が否かなどを考慮したうえで、追加する事業拠点はなしと判断しました。なお、当連結会計年度の売上収益実績を指標としても、その事業拠点が占める割合に大きな変動がないことを確認しております。

<企業の事業目的に大きく関わる勘定科目>

重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目のうち、製造販売業における生産活動及び販売活動において多額に計上される勘定残高として「売上収益」、「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。

<その他重要性の大きい業務プロセス>

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2025年12月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

当社は、2026年2月2日付で、株式会社アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドが間接的に出資する特別目的会社である株式会社AP87との間に輸送機器事業の譲渡に関する株式譲渡及び債権譲渡に関する基本契約書を締結いたしました。

当該事項は翌事業年度以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。